

鹿屋市重度障がい者福祉タクシー料金助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市重度障がい者福祉タクシー料金助成事業実施要綱（平成18年鹿屋市告示第92号）の一部を次のように改正する。

第1条中「重度心身障害者」を「重度の障がいを持つ者」に改める。

第7条第1項中「12枚」を「24枚」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。